



## 令和4年4月からの年金額等について

### 令和4年4月分（6月15日（水曜日）支払分）からの年金額

法律の規定により、令和3年度から原則0.4%の引き下げとなります。

	令和4年度（月額）	令和3年度（月額）
国民年金（老齢年金（満額））	64,816円	65,075円

### 年金生活者支援給付金の支給金額

年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和4年度は昨年度から0.2%の減額改定となります。

	令和4年度（月額）	令和3年度（月額）
老齢年金生活者支援給付金	5,020円（※1）	5,030円（※1）
障害年金生活者支援給付金	1級 6,275円	1級 6,288円
	2級 5,020円	2級 5,030円
遺族年金生活者支援給付金	5,020円（※2）	5,030円（※2）

※1 実際の金額は、保険料納付期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。

※2 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。



## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修学年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。（承認期間：4月から翌年3月まで）

《所得の目安となる計算式》

128万円（令和2年度以前は118万円）＋ {扶養親族等の数×38万円} ＋ 社会保険料控除等

なお、学生納付特例の承認を受けた次の年度も在学予定で引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、申請が必要になります。

本特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が送付されています。また、同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入し返送することで、令和4年度の申請ができます。（在学証明書又は学生証の写しの添付は不要。）

令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

### 年金との関係は？

老齢基礎年金を満額で受けるためには、40年の保険料納付が必要ですが、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が10年以上なければ、年金を受け取ることができません。

学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

また、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

なお、学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

### 申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口とお近くの年金事務所、在学する大学等の窓口です。

大学等の窓口で申請手続きを行うには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

## 令和3年度 占冠村住民活動推進事業の実績報告

占冠村では住民活動推進規則により、ボランティア団体、NPOなどによる住民の自主的な活動を支援しています。令和3年度の実績は、次のとおりです。



支援決定団体の名称	支援決定事業の名称と概要	交付決定額
宮下地域ボランティア会	宮下地域ボランティア事業 川添公園を中心とした環境美化、子供会育成支援	80,225円
占冠ボランティア会	占冠ボランティア事業 地域交流館の清掃、占冠地区環境美化活動	38,279円
美園ボランティア会	美園ボランティア事業 美園地区の草刈り等環境美化活動	24,928円
トママボルダリングサークル	トママボルダリングサークル事業 ボルタリングを通じた住民の健康づくりと子どもの健全育成、地域の魅力発信	270,000円
花を咲かせよう会	トママ地区環境整備等事業 生活環境整備、子どもの健全な育成を目的とした花壇整備	88,000円

これらは占冠村むらびと条例（第11条・第12条）に定められている「協働の推進」「コミュニティの推進」に基づく取組であり、村民の皆さんがお互いに助け合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現とコミュニティを守り地域を活性化することが期待されます。

☎ 企画商工課企画担当 ☎ 56 - 2124

## 応急手当普及員養成講習（女性消防団員）を実施しました

占冠消防では、消防団員で応急手当の普及、指導にあたる人材を養成することを目的として、占冠消防団第2分団（トママ）の女性消防団員4名を対象に、応急手当普及員養成講習会を開催しました。

講習は3日間にわたり、1日目は基礎医学（人体の構造、感染防止等）の座学、2日目からは2人1組で交互に指導役と受講役となり実技が行われ、全課程終了後、筆記及び実技試験を実施し無事全員が合格しました。

生業を持つ傍らで、平常時、非常時間問わず地域に密着し、住民の安心安全を守るという重要な役割を担う消防団員として、今後も活躍の場が広がっていくことが期待されます。



近年、日本では台風、地震、豪雪など自然災害が連日のように猛威を振るい、多くの方が被害に遭われています。また、災害は多種多様化、大規模化しており、それに伴い被災者も増え、消防機関のみでは対処しきれないのが現状であり、そういった有事の際、地域住民における共助が必要不可欠です。

占冠消防では消防団員を随時募集していますので、自分たちの地域の安心安全のために活動していただける方のご連絡をお待ちしております。

☎ 富良野広域連合富良野消防署占冠支署 ☎ 56 - 2119